

論文

国立中央青年の家の成立とその政治的背景

金子 淳*

はじめに

青年の家とは、宿泊を伴う集団生活を行いながら、野外活動や各種レクリエーション、研修などを行うための施設で、青少年教育施設の一つである。1955年度に始まった文部省による青少年教育施設整備費補助をきっかけにして、国や地方公共団体によって全国各地に作られ始め、現在では276館を数える⁽¹⁾。

制度的には、公民館、図書館、博物館などと並ぶ社会教育施設として位置づけられ、文部科学省の社会教育調査では、少年自然の家、児童文化センター、野外教育施設などととも「青少年教育施設」というカテゴリーの中に含まれる。だが、対象を青少年に限定した専門的な施設であり、しかも青少年の範囲や定義も曖昧であるため、社会教育施設の中でもいささか趣を異にしている。したがって、社会教育に関する概説書において社会教育施設について論じられる際に、青年の家が積極的な考察の対象となることも少ない。

もともと青年の家は、後にみるように、勤労青少年の職業訓練を想定していたが、その後の進学率の上昇や社会構造の変化などにより、勤労青少年という存在自体が少数派に転じ、現在では、企業の研修や学校教育における宿泊を伴う校外学習の場として使われることが圧倒的に多い。そのため、無理やり連れて行かれる単なる宿泊研修施設として認知されることも多く、「青年教育を中軸に発展してきた日本の社会教育の一つの型の「終焉」という指摘もなされるに至っている [上野 2002: 39]。

この青年の家のセンター的機能を有する国立の施設が、1959年に静岡県御殿場市に設置された国立中央青年の家（2006年に「国立中央青少年交流の家」に改称）である⁽²⁾。富士山麓の広大な敷地に所在するこの施設は、返還された米軍東富士演習場跡地に皇太子（現天皇）の成婚記念として設立され、以来、全国の青年の家の中心的施設として存在し続けている。

国立中央青年の家成立の経緯については、青少年教育の充実のため、1950年代後半より公立青年の家が作られ始め、そのモデルとして国立中央青年の家が設立されたと一般には理解されている。ところが実際には、青少年教育の充実のために国（文部省）が主体的に動いて設置したといった単線的なものではなく、根上ツナという一人の女性の思いと働きかけが出发点となり、米軍施設返還問題、自衛隊の駐屯問題、皇太子成婚記念などといったさまざまな要素が複雑に絡み合いながら、いくつもの主体による異なった思惑が交錯する中で次第に一つの姿として結実していったものであり、いわば偶然の産物とでもいうべき存在であった。

つまり、「青少年教育の充実」という目的を達成するために首尾よく進められていたわけではまったくなく、この一連の過程からは、むしろその目的すら後付けされるほど逡巡しているようすが見て取れると同時に、当時の青少年をめぐる政治的位相が浮かび上がってくる。

そこで本稿においては、国立中央青年の家の設立に関わる多様な主体の思惑や動きを具体的に検証していくことを通して、国立青年の家の設立をめぐるどのような主体のもとで、いかなる政治的な力学が働いて作り上げられようとしたのかを明らかにするものである。

1 青年の家の誕生とその全国的展開

(1) 「源流」をめぐって

国立中央青年の家について触れる前に、その前史として、青年の家そのものの成立の経緯について簡単に

* 静岡大学生涯学習教育研究センター准教授

言及しておきたい。青年の家の起源については諸説ある。足立 [1964] および宮本 [2001] は、共同宿泊研修という流れを形成した「源流」として、漢学塾、塾風教育、農民教育、経営伝習農場、若衆宿、修養講習団、天幕講習、青年団講習所などを抽出し、青年の家に対するモデル性を論じている。あわせて、田澤義鋪や下村湖人の教育観を取り上げ、青年の家の構想にもたらした影響を検討した。

一方、上野 [2002] は、上記の論を「正確でない」と断りつつ、明治後期の内務省・文部省による青年団設置奨励の動きの中で青年団体の活動の場として生み出された青年倶楽部をその「源流」に位置づけている。

これらの「源流」の妥当性について検証することが本稿の目的ではないため、ここでは踏み込まない。むしろここで重視したいのは、政策・制度面での直接的な連続性である。後で詳述するように、青年をめぐる生じたさまざまな問題への政治的対応として青年の家が生み出されてきた経緯を踏まえるならば、青年の家に内在する理念や思想とは別に、外在的な制度・政策面での連続性を重視せざるを得ない。すると、直接的な対応関係を示すものとしていくつかの要因を抽出できる。そしてこれらの要因が青年の家の機能を形作っていくことになるのである。

(2) 青年学級の停滞

その一つは、1955年を境にして停滞の傾向を示していた青年学級をめぐる政策的な動きである。すなわち青年の家は、青年学級停滞への対応として生まれた制度的な産物でもあった。

青年学級とは、主に農村における勤労青少年を中心に、地域の学校や公民館などに集まって展開されていた学習組織を指す。終戦直後、学力の補充や新しい時代に対応する知識の獲得などを求めて、青年たちが自主的に開設したものであり、青年夜学会、公民学校、補習学校、勉強会、読書会、塾などといった形態で行われていた活動を母体とする。いわば自然発生的に生まれた学習形態である。

その始まりは、1948年頃の山形県において、定時制高校の補足的役割をもつ長期教養講座を「青年学級」と名付けて開設したことに求められるという。初期の青年学級の性格は、「自主的な共同学習」であり、定時制高校の代替機関として機能していた。そのため、高校に進学する条件を持たない年少の勤労青少年を対象としていたことが特徴であった。

その後、全国各地で青年学級が開設されるようになったが、この動きに注目した文部省では、青年学級の制度化に着手する。しかし、自主的な学習活動への行政による統制の危険性や内容の画一化が懸念されるようになり、当初は法制化に積極的であった日本青年団協議会も反対の立場をとるようになる。だが結局、そのような反対を押して、青年学級振興法は1953年に制定された。こうして、もともと自然発生的に出現した青年学級が、やがて法的裏づけをもって実施されるに至ったのである。

ところが、青年学級は1955年をピークに以後減少に転じ、以後減り続ける。皮肉なことに、補助金が出るようになってからすぐに低迷を始めるのである。青年学級停滞の要因については、社会構造の変化に伴う農村における勤労青年の減少がよく知られている。1955年頃から大都市を中心に加速した工業化によって、集団就職に象徴されるように、青年層が農村を離れ労働者として大都市に集中し始める。そのため、農村を中心に展開していた青年学級の受講生は大幅に減っていったのだ。

だが、家族から離れて農村から都市に出てきた青年たちを受け入れる青年団体や学級は都市部にはきわめて少なかったため、都市の勤労青少年の問題が表面化し、公的な対策を求める声が高まっていった。そこで、青年学級の振興と入れ替わるように出てきた動きが、青少年教育施設の整備とその積極的な活用であり、その具体的な展開が青年の家の全国的展開だったのである。

(3) 野外レクリエーションの推進

青年の家の具体化に向けて大きな推進力を持っていたのは、こうした勤労青少年のための職業訓練教育の動きだけではなく、それとは別に、同時期に文部省が進めていた野外レクリエーションの推進という流れもあった。

戦後、連合国軍総司令部（GHQ）は民主化政策を進め、その一環として民間情報教育局（CIE）を通して青年の野外レクリエーション活動を奨励する。1950年9月22日に提出された『第二次アメリカ教育使節団報告書』では、「レクリエーションの諸計画は、キャンプ計画とともに青少年の不良化を防止する有効な手段である」[文部省 1950]と表現され、人間の身体に直接連なるような次元としてではなく、レクリエーションの社会的・政治的効果への期待が含まれていた。

文部省では、1950年代前半以降、このアメリカの占領政策のもとでひかれた路線を忠実になぞるかのように、キャンプをはじめ、ワンダーフォーゲル、サイクリングなど、野外レクリエーションと総称されるアメリカ流のレクリエーション活動の普及に力を注ぐ。とくに文部省が肩入れしていたのはキャンプだった。キャンプとは、文字通りテントを張って野営することだが、青少年に対するキャンプ指導者講習会の開催にも積極的に取り組んでいた⁽³⁾。

1955年からは、さらに野外レクリエーション活動を徹底させるため、それまでの講習会実施という関わり方に加え、自治体に対する文書による通達や補助金の支出という方法をとるようになる。とくに重要なのが、1955年6月20日に出された「青少年団体活動の促進について」と題する文部事務次官通達であった。「青少年の環境を浄化し、青少年を健全明朗な次代の国民に育成する」ことが目的として示され、「指導者養成」「青少年教育キャンプ事業」「野外旅行の促進」「巡回文庫」「映画、放送等の利用」という5つの事業が明文化された。

そのうち「野外旅行の促進」では、「青少年教育キャンプ事業の参加者、民間の青少年指導者等を中心とする青少年旅行活動のグループをつくり、徒歩又は自転車で野山を跋涉し、宗教施設、公民館、青少年の家等の指定された宿泊所を利用する野外旅行を行うことを奨励する」と明記され、青少年の活動のための宿泊施設として、あるいはレクリエーションの場としての施設設置の必要性が指摘された。このときすでに福岡県では、この目的のために、県独自の予算で公立の宿泊所を設置しており、これが公立青年の家の発端となっているという[宮本 2001]。こうした施設が「青少年の家」「青少年会館」「青少年宿泊所」「青少年野営訓練所」などと名づけられ、文部省では、1955年度から都道府県、市町村に対して青少年教育施設整備費補助を開始する。これが「青年の家」のはじまりとなる。

この補助金は、1955年度には全国10ヶ所に補助される(表1参照)。当時は「青年の家」という呼称は少なく、対象施設の名称も多岐にわたっていたが、1958年度には、この国庫補助の際の名称が「青年の家」に統一され、さらに、実習実験設備を備えた職業訓練の要素も含んだ施設として全国的に設置されることになる[宮本 2001: 34-35]。

つまり、この時点において、先述した勤労青少年のための職業訓練の場と野外レクリエーション活動の拠点としての宿泊施設とい

表1 青少年教育施設整備費補助によって設置された施設(1955~1957年度)

年度	設置主体	名称
1955年度	福島県会津若松市	少年の家
	神奈川県横浜市	三ツ沢青少年の家
	岐阜県中津川市	恵雲荘
	静岡県御殿場市	青少年会館
	奈良県	青少年会館
	岡山県	青少年宿泊所
	香川県	屋島ユースホステル
	福岡県	八幡青少年野営訓練所
	長崎県	加津佐青年の家
	熊本県熊本市	少年自然の家
1956年度	北海道幌別郡幌別町	青少年簡易宿泊所
	茨城県久慈郡大子町	奥久慈青少年の家
	神奈川県中郡西秦野町	西秦野町青少年会館
	島根県仁多郡八川村	三井野田原青少年宿泊所
	山口県熊毛郡熊毛町	八代青年訓練所
	福岡県	志賀島青少年海洋訓練所
1957年度	鹿児島県薩摩郡高城村	青少年会館
	大阪府高槻市	高槻青少年の家
	兵庫県神戸市	神戸再度山青少年の家
	富山県東礪波郡井波町	閑乗寺荘
	愛知県	青少年の家
	大阪府	海の家青少年宿泊所
	兵庫県	日岡山青年の家
	和歌山県	青少年宿泊訓練所
	山口県	秋吉台青少年宿泊訓練所
	福岡県	筑豊青少年野営訓練所

(出典) 宮本 [2001: 33]

う2つの要素が合流し、青年の家の機能や目的も、この両者の統合によって規定されることになるのである。1959年度に出された文部省社会教育局長通知「青年の家整備費補助要項」において、青年の家の目的について「団体宿泊共同生活を通じて、規律・協同の精神の涵養をはかるとともに、野外活動により体力を養い、あるいは職業技術教育に関する実験実習を行なう等によって、心身ともに健全な青年の育成をはかる」[石塚1968：78]と、「野外活動」と「職業技術教育」という二つの目的が併置されているのもそのためである。

(4) ユースホステルとの競合

「青年の家」という名称は、文部省のほかに、運輸省でも使われていた[宮本 2001：35-36]。1958年度の運輸省の予算案では、「青年の家（ユースホステル）」と表記され、ユースホステルと同じ意味合いで「青年の家」という言葉が使われていたことに注意しておく必要がある。

ここで、運輸省が予算化していたユースホステルについて補足しておく。ユースホステルとは、青少年の健全な旅行のために安価な宿泊施設を提供しようとする運動および宿泊施設のことを指し、1909年にドイツで生まれ、日本には1951年に導入された。アメリカでのユースホステル運動に感銘を受けた日本青年館専務理事・横山祐吉が、帰国後、実業家・中山正男に相談し、平凡社の創設者・下中弥三郎を会長にして1951年10月、日本ユースホステル協会が発足している。

日本のユースホステル運動は、青少年が自力による簡素な野外旅行を行うことによって、心身の健全な発達を図ることを目的としていたため、文部省のそれと重なり合う部分が多かったものの、発足当初は必ずしも文部省と深い関係があったわけではなく、むしろ旅行や観光という特性から運輸省とのかかわりが深かった。文部省が野外旅行の推進を奨励する一方で、同じような形態をとっていたにもかかわらず、それとは別の動きとして、運輸省では外国の若者を誘致することを主な目的として公営ユースホステルの設置を進めたいと考えていた。そのため、予算要求の時点で文部省と運輸省の競合という形で進められることになったのだ。その結果、1958年度の予算では、文部省は「青年の家」として、運輸省は「青年の家（ユースホステル）」としてそれぞれ要求することとなる。そして、後述するように、岸首相の裁定にまで持ち込まれ、両者あわせて1億円の予算がつくに至ったのである。

この時の経緯について、日本ユースホステル協会の創立メンバーであった金子智一は次のように回想している[日本ユース・ホステル協会 1971：53-54]。

この予算が決定するまでには、ユース・ホステルを1つでも多く欲しいというJYH [日本ユースホステル協会の略——引用者注]ならびに関係者の熱意が、大きく影響した。

JYHとしては、YHを国費で建設してほしいと財団法人設立以来、所管省庁である文部省に強く要望しつづけてきた。JYH創立以来、役員はもとより会員たちの強い要望でもあった。

いっぽう、運輸省としては、観光の見地から、わが国に外人を誘致するねらいを主として、YH建設国庫補助金の予算要求を、昭和32年度に行ったが実現をみなかった。このため昭和33年度には強力に大蔵省側と接渉しながらも、なお「予算請求貫徹に協力して欲しい」と、JYHに要請があった。

JYHとしては、わがこととして顧問の坊秀男代議士と南条徳男代議士とに連絡をとったが、予算接渉は難行し、自民党青年局長であった早川崇代議士にも何度も会って協力を依頼した。

第1次、第2次とも、ゼロ回答であった。これにはJYHでも苦慮し、大蔵省の大臣室前にある応接室で親しい坊大蔵政務次官にことよせて、中山副会長（故人）と私は待機しつづけた。

第3次案がだされた時、坊政務次官は「君たちの熱心さには根負けしたよ。2千万円つけたから今年はこの我慢しなさい。ユース・ホステルというのは青年の家だったね」という。「何ですって、青年の家がユースホステル？それはちがいますよ。同じ青少年関係だが、ユース・ホステルはあくまでユース・ホステルですよ」というと、急に困った顔をして「ああそうだったのか。まずかったな。連続の徹夜で、頭が混乱したのかな」と言い残し、次官室に入ったまま長い間、部屋から出てこなかった。根くらべであっ

た。状況は逐一、運輸省の大竹一男酒井常太郎（ともに故人）氏や城友輝氏（現・日本ホテル協会事務局長）にも私が連絡し、お知らせした。急を聞いて、横山専務もかけつけ、大蔵省応接室で、中山、横山両氏と私の3人が再び長い待機をつづけた。

決定的であったのは、予算案を最終的にきめる閣議の直前に、南条代議士が岸総理に「次ぎの時代を背負う青少年のためにYH建設予算は必ず実現して欲しい」と強く要望したことであったようだ。

総理がもっている調整予算の枠内で、青少年対策費として、YHと青年の家建設補助が決定したとき南条代議士は、よほど嬉しかったとみえ、直接電話で「いま1億円きまったよ。配分は早川君とやりたまえ。よかったな。」と、声高らかに、明るく知らせてきた。

大宅壯一顧問（故人）がこの時の予算を評し「唯一光っているのは、YHと青年の家の建設費だ」と、いつている。早川代議士の要請で、秋田大助代議士も、この予算実現に協力したことが、あとになってわかった。

1億円の配分は結局文部省へ6,000万円で青年の家建設、運輸省へは4,000万円でYH建設へと、6対4で2月1日に決定したのであった。

この回想から、当時、予算の獲得にかかわっていた政治家の頭の中では、青年の家とユースホステルが混同されているようすが分かる。この時のいきさつについて当時の新聞記事では、次のように伝えている [『朝日新聞』1958年1月23日]。

青年の家（ユース・ホステル）建設も新予算で一億円（文部省六千万円、運輸省四千万円）が認められ、一泊（自炊）百円という簡易宿泊施設が各地にできることになった。文部省は青少年の教育施設ということに重点をおいて、木造またはブロックで百五十坪から二百坪のものを二十五カ所に、運輸省の方は、外国から旅行に来る青少年も宿泊できるように鉄筋またはブロック建て二百坪から三百坪のものを今年中に六カ所建てる。文部省に二十一件、運輸省には東京、神奈川、京都の三都府県から建設希望の申請がきており、各県と建設費が折半となる予定。ただ文部、運輸両省の計画がやや似かよっているので、建設予定地の調整など今後の問題が残されている。

先の回想では、予算上の決着がついたのが1958年2月1日となっているが、この記事が掲載された1月23日にはすでに明らかにされていたのだろう。また、「文部、運輸両省の計画がやや似かよっている」との指摘もあり、やはり縦割り行政の弊害としても認識されていたようだ。ともあれ、この措置により公営ユースホステルが誕生することになり、1959年6月に運輸省補助の公営ユースホステル第一号として軽井沢ユースホステル（長野県）が開所している。つまり、公営ユースホステルと青年の家とは、共通の出自を持っていたということになる。そして、1959年度から文部省のみが「青年の家」という名称を使うようになったが [宮本2000：6]、停滞する青年学級の代替措置としての性格と、ユースホステルと競合する若者宿泊施設としての性格が、ともに青年の家の機能にも反映されることにもなるのである⁽⁴⁾。

2 国立中央青年の家構想の出発点

(1) 「生みの親」根上ツナ

青年の家全般の誕生をめぐっては、上述のような政治的な流れを背景にしているが、本稿の主題である国立中央青年の家については、さらに違った要素が入っていた。その大きな鍵を握っていたのは、当時、御殿場市に在住していた根上ツナという一人の女性であった。彼女の着想や行動が国立中央青年の家の成立を大きく左右し、いわば「生みの親」でもあった人物である⁽⁵⁾。

ツナは大正時代にアメリカに留学し、英語はもちろん、フランス語、スペイン語、ギリシャ語まで流暢に話せただけでなく、ラテン語の全米最高賞を受賞するというたいへんな才媛だった。帰国後も、英語教師を務める傍ら、日米親善の架け橋となるべく奔走し、日本の民間人女性で唯一、ケネディ大統領と文通してい

たとして注目されたこともあった。この一人の女性の思いと、その後のひたむきな努力が実って国立中央青年の家が生まれたといっても過言ではない。

1905年（明治38）に栃木県塩谷郡片岡村（現矢板市）で黒崎家の三女として生まれたツナは、5歳のときに、黒崎家の縁者、小林家の養女となり、静岡市西草深に移り住む。1923年（大正12）に静岡英和女学校を卒業した後、実践女学校高等女学部専攻科に進む。小林家が実践女学校の創設者、下田歌子と親交があったための進学だった。下田歌子をして「私の門下でこれほどの秀才はいなかった」と言わしめるほどの才能だったという。

実践女学校に進学した年に関東大震災が起こるが、その被害状況の調査のためにアメリカからやってきた関東大震災実情視察団の中に、アメリカの材木王とよばれたエブレット・グリグス夫妻がいた。このグリグス夫妻との出会いが、ツナの人生に大きな転機をもたらす。視察団では日本の女子教育の視察をすることとなり、女子名門校として実践女学校、跡見女学校、三輪田女学校が選ばれた。実践女学校の代表として成績優秀なツナが選ばれ、英語で挨拶を述べたところ、そのできばえに感動したグリグス夫妻が「アメリカに連れて行ってわが子と同じように教育したい」と申し出たのだ。子どものいなかったグリグス夫妻の熱心な説得により、結局、ツナのアメリカ留学が決まり、1924年（大正13）、ワシントン州シアトルに渡る。

渡米後、ペンシルバニア州チェンバースバーグのペンホール・カレッジ（後にウィルソン・カレッジ）に入学し、ツナはそこで頭角を現す。特にラテン語の成績が抜群で、1年のうちに2年分の単位を取得し、ツナは大学最高賞を受賞した。さらに卒業間もない頃、全米ラテン語協会が年間1人の学生に与える教育最高賞を受賞したという。

1928年に卒業して帰国した後、実践女学校、成蹊学園、武蔵野女子学園での語学教師をする傍ら、英語の個人教授もかけ持ち、東京での生活が始まったが、1930年、アメリカ留学で一緒だった根上耕一と結婚する。1931年から1941年にかけて3人の子どもを産み、その合間を縫って個人教授も続けていた。

1945年、夫・耕一の実家がある駿東郡原里村杉名沢（現御殿場市）に疎開し、そこで終戦を迎えるが、近くに米軍の演習場が設置されたことが、ツナのその後の人生を大きく変えることになったのである。

(2) 米軍東富士演習場の設置

もともと現在の静岡県御殿場市、裾野市、駿東郡小山町にまたがる地域には、1912年（明治45）1月14日に設置された陸軍富士裾野演習場があった。1947年5月15日、連合軍（米軍）が富士裾野演習場跡地に進駐を開始し、さらに1950年1月1日に米軍東富士演習場が設置された。旧陸軍富士裾野演習場を含め、およそ230万㎡が米軍に接收され、ノースキャンプ、ミドルキャンプ、サウスキャンプという3つの米軍キャンプが設けられた（図1参照）。

演習場が設置され、1万人という米陸軍兵が駐屯してくると、米軍と地域住民との間のトラブルが増え、傷害事件や婦女暴行、窃盗などの犯罪も頻繁に起こった。米軍との交渉に不慣れな当時の自治体警察では、事件が起こるたびに英語が堪能なツナを頼り、ツナはそのたびに御殿場市滝ヶ原に置かれた米軍司令部で司令官と談判したという。最初は冷ややかだった米軍側も、ツナの英語にまず驚かされ、アメリカ留学時代のことを知るにつれ、次第に態度が変わっていく。

この当時のことについて、根上夫妻のことをよく知る友人による以下のような回想がある〔宝地戸 1985：109〕。

一見普通の百姓と何等変りのない様子である。モンペ姿の夫人、野良着のたくましい姿の主人、家畜の世話から畑の手入れ、炊事全般の手配、汗まみれ土まみれで働いていられる。だが、どことなく落ち着いた、明朗な様子、ゆとりのある動作等に親しみと温かさを感じる。

村の人々の話では、この村の近くの兵舎には進駐軍の兵隊が沢山来る。そうしてどうしても通訳の必要があるが、そんな時は根上さんのところに飛んで行くとのことだ。そうすると御二人のうち、どちら

かが必ず野良着のまままでやって来てくれる。すると兵隊さんは、最初はその姿に奇異な感じを持つが、やがてその流暢な会話、上品な態度、明るい動作等、驚異の眼を向けて「オオ、ワンダフル」と叫ぶのが普通であるとのことである。

こうして、この時期のツナは主にトラブルの処理係として活躍していたが、その後、次第に日米の文化交流に心を砕くようになる。キャンプ富士の司令官や将校たちが根上家を訪ねてくる機会も増えた。根上家の建物は、いろいろや床の間もしつらえられている伝統的な日本家屋で、ツナ自身も書や琴、三味線などをたしなんでいた。米軍の来客

に対し、ツナは歓待の労を惜しまず、琴や三味線の演奏、日本文化の説明などに力を注いだという。アメリカ人たちにとっても、根上家は日本文化の吸収所となった。

このような交流が続く中、キャンプ富士内にアメリカン・スクールが設けられることになり、ツナの学識を頼って、スクールの教師の依頼が持ち込まれる。そしてツナは、1953年からアメリカン・スクールの教師として、アメリカの青少年に日本語を教えることになった。

教師のかたわら、米軍の妻たちの中で「日本を知る会」が生まれ、ツナは日本理解に力を尽くす。月に一回、根上家の自宅を開放して、和裁や生け花、舞踊、日米子供交歓会、日本の孤児を慰める会、もちつき大会など、多彩な行事が催されたという。この「日本を知る会」は、1958年の米軍撤退まで続いた。

(3) 青少年文化センターの着想と行動

このような米軍関係者との交流の中で、ツナは、1956年頃、米軍東富士演習場の縮減と一部返還という情報を耳にする。このことはまだ表立って発表されていない時期であったが、その頃からツナは、返還後の東富士演習場跡地の利用方法に思いを致すようになっていたという。ツナは、米軍関係者と交流を続けながらも、富士のふもとには軍隊は似合わないと思っていた。そして、富士山麓にふさわしい平和的な利用方法として、青少年のための文化センターを設置したいという考えを持つに至る。

ツナの発想は当初、次のようなものだったという [『静岡新聞』1958年6月17日]。

米軍がキャンプ・富士に駐留してから、市民との中に生活を通じて自然に日米親善の足掛りができた。これは作ろうとして出来るものではなく極めて自然で、美しいものだ。それが米軍が撤退すればこのままの状態だと無になる。この親善の足掛りを永久に続けていくため同キャンプ施設の中に日米合同の文化センターを作り、文通などで交際し市民の知識向上を図ろう

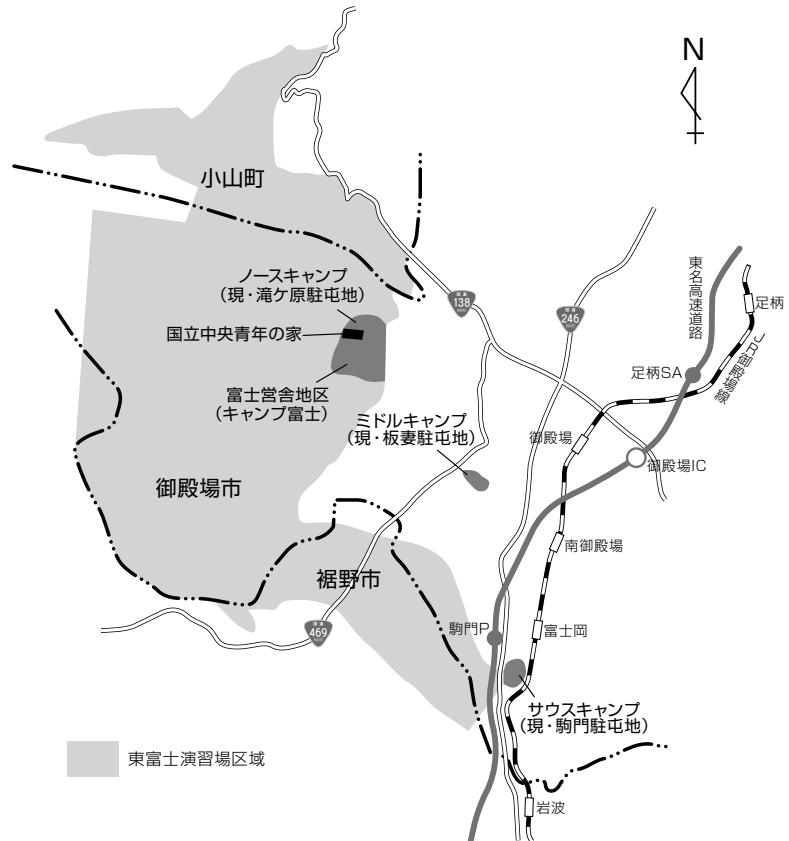


図1 返還当時の東富士演習場の位置図／仁藤 [1975: 15] をもとに一部改変

米軍キャンプの中には、グラウンド、体育館をはじめ、さまざまな娯楽施設が備わっていた。米軍の撤退が本格的なものとなったとき、ツナは、「あの立派な体育館、グラウンド、サービスクラブを放置するのはもったいない。米国の子供たちにくらべて日本の子供たちは健全な娯楽施設を持たない。なんとか子供たちのために施設の開放運動、一大娯楽センターを作ろう」〔『静岡新聞』1958年6月17日〕という考えをもつ。そして、文化センター設置のために積極的に行動を始めるようになるのだ。

1957年に入ると、米軍撤退の話は、地元でも噂にのぼるようになっていた。1956年より御殿場市教育委員を務めていたツナは、教育委員会の席上でこの構想を初めて打ち明けた。同時に、夫・耕一に相談し、耕一のとつで、国立国会図書館長の金森徳次郎、日経連専務理事の早川勝、財団法人日本生産性本部の郷司浩平らに相談して賛同を得るとともにとともに、行政への働きかけが必要との助言も得た。さらに、毎年夏に御殿場東山の別邸で過ごす秩父宮勢津子にも構想を説明したという。

このころ、基地の町が抱える諸問題を、地元自治体、静岡県、米軍の代表者が協議する場として「東富士演習場日米連絡協議会」が組織され、月一回会合を開いていた。この席上でツナは、御殿場市教育長の勝又秀丸とともにこの問題を提案した。当時のやりとりについて地元新聞では後日談として次のように伝えている〔『静岡新聞』1958年6月17日〕。

この席上では廃弾の処理、道路の改修問題などが日米相方^(ママ)によって論じられ善処されてきたが、あるときこうした利害関係をよそに根上女子^(ママ)と勝又教育長が米軍に文化センター設置を提案協力を求めたことがあった。このとき当時としては夢のようなこの提案は一笑に付され米軍側は「われわれの権限外のことだ」と回答しただけで話題は変えられてしまった。

日本側委員の中にも勝又教育長をのぞいては「ばかばかしいことをいうな」といった顔付きで、この計画はそのままずもれてしまった。その後も二度ばかり青少年のためにと教育に情熱を持つ根上さんと勝又教育長によって日米連絡の席上提案されたが、その都度「迷惑だ」といわんばかりの態度をとられ、議題として論じられたことは一度もなかった。

これは、米軍側にとっては確かに「権限外」のことではあったが、日本側が「迷惑だ」という態度をとったのには理由があった。

1957年6月22日、岸・アイゼンハワー会談後の共同声明により在日地上軍の撤退が発表され、翌1958年2月1日には、防衛庁長官から静岡県知事に対し、米軍撤退後の東富士演習場を自衛隊演習場として「現在および将来にわたって使用を続けて行きたい」〔東富士演習場重要文書類集編集委員会 1982：231-232〕との申し入れがあった。ところが、この防衛庁による申し入れに対し、地元地権者は猛反発をする。そして、1958年3月3日、地元地権者は東富士演習場地域農民再建連盟を結成し、自衛隊立入違憲訴訟を東京地方裁判所に起こす⁽⁶⁾。

その一方で、地元商工業者は、自衛隊の誘致による経済の活性化を期待していたため、演習場閉鎖後は直ちに自衛隊の使用を願う考えの方が強かった。

つまり、ツナが青少年文化センターにしたいと提案した場所は、防衛庁が使用を申し入れ、これに対し地元地権者が返還を要求し、さらに地元商工業者は自衛隊誘致を打ち出していたという、複雑な利権が絡み合った土地であったのだ。

(4) 御殿場市長・勝又春一の動き

ツナは、金森金次郎らの助言のとおり、御殿場市長の勝又春一にも説明していた。勝又は、1950年に駿東郡御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村、印野村の一町四ヶ村が合併して御殿場市となったときの初代の御殿場市長であり、この勝又市政誕生は、ツナにとって願ってもないことだった。それは、ツナの長女・節子の嫁ぎ先が勝又の次男であるという血縁関係にあっただけでなく、先に触れた1955年から文部省が始めた青

少年教育施設補助に対し、御殿場市ではいち早く手を上げ、その初年度に御殿場市立青少年会館（表1参照）を建てるほど、勝又は青少年教育に対して熱意を持ち、ツナを御殿場市教育委員に推挙するほどの良き理解者でもあったのだ。

ところが、東富士演習場地域農民再建連盟の委員長として米軍撤退に伴う演習場対策の矢面に立っていた勝又は、立場上すぐには動けなかったようだ。勝又自身、「すぐにでも返事してやりたかった。だが、それができない事情があったんだよ」とのちに語っている。その後、地元の意向がつかめ、ツナの構想を受け入れる余地があるとみた勝又は、ツナに「わかった。あんたの言うこは^(ママ)何でも正しいんじゃから、そいじゃ、やろう」[宮本 2001: 61] と声をかけ、実現に向けて奔走するようになる。

まず勝又は、静岡県を動かそうと考え、市議会議長の高村嘉幸と教育長の勝又秀丸にツナを加え、4人で静岡県知事の斎藤寿夫のところに行き、ツナの構想を伝えた。勝又は「知事さん、何でもいから、この人のことを聞いてやってくれ」[宮本 2001:66] と頼んだというが、それは斎藤が静岡県の部課長だった頃、勝又は衆議院議員として活躍し、県から国への陳情などの窓口になっていたことから、もともと斎藤と勝又の間には交流があり、気心の知れた友人だったからだという。

さらに勝又は、1958年5月、岸首相が箱根に週末ゴルフで来た折、無理やりに連れて、ノースキャンプ跡を案内し、同行したツナは岸に直接その考えを訴えた。

結局、1958年に入って静岡県においてこの趣旨が認められ、その後は静岡県が前面に立って動くことになる。

3 静岡県による富士青少年センター構想

(1) 静岡県としての計画へ

東富士演習場からの米軍の撤退は順調に進み、サウスキャンプおよびミドルキャンプは1958年6月9日に、ノースキャンプは同年7月2日付で日本に返還されることになる。先述したとおり防衛庁は、演習場および3つのキャンプの跡地を自衛隊が使用することを求めていたが、静岡県はこの3つのキャンプのすべてが自衛隊帰属になることを希望していなかった。特にノースキャンプは御殿場駅から至近の距離で、富士箱根国立公園の雄大な景観の中心に位置していることもあり、ツナの構想をまるまる引き受ける形で、ノースキャンプ内の米軍娯楽施設を広く青少年に開放し、青少年の教養・娯楽の幅広い活動のセンターにしたいと考えるようになる。ツナの構想が、静岡県としての計画に発展していくのである⁽⁷⁾。

1958年6月2日、静岡県知事の斎藤寿夫は、定例部課長会議において、ノースキャンプ返還後の処置として、これを青少年のために開放し、有効適切に活用できるよう実現の運動を行いたい旨の発言をし、ただちに県教育長に対し、利用計画の即時立案を指示した。その後の静岡県の対応は、返還が目前に迫っていたこともあり、実に素早い。

教育長は、県教育委員会事務局の各課長にこの趣旨を伝達し、これを受けて翌6月3日、体育保健課長他の一行が現地を見学した。これを迎えたのが、勝又御殿場市長とツナだった。両者は、体育館、映画館、食堂、宿舎、将校クラブ、プール、グラウンドを視察した。

さらに6月4日に斎藤知事は上京し、岸首相に対して、返還の際の条件の一つとして、ノースキャンプの教育・娯楽施設の部分を青少年のために開放し、国の施設として青少年のための教養・娯楽センターを設置されたいと要望した。

続いて県教育委員会社会教育課長が上京し、文部省に対して次のような説明を行った。

- ア 富士ノース・キャンプは、7月2日付で返還されること
- イ 返還される施設の一部をこの夏、静岡県において、青少年のために使用したいこと。その範囲はノース・キャンプ全体18万坪のうち娯楽施設のある部分40,000坪（建坪4,000坪）であること。
- ウ この旨、知事から岸首相に申し入れてあること。
- エ 静岡県としては次の方針をもっていること。

- (ア) 上記4万坪の部分は昭和34年度から国の施設として企画実施されたい。
- (イ) 県としては、今夏は300～500人が宿泊できる施設として活用したい。
- (ウ) 対象は、高校生、青年団、中小企業その他の従業員とする。
- (エ) この施設を「富士青少年センター」と呼ぶこととする。

この説明では、1958年の夏に静岡県が「富士青少年センター」として自主的に使用することになっている。つまり静岡県では、返還されるノースキャンプの跡地の利用として、恒久的に国の施設として運営してもらいたいという希望を保持しつつ、1958年7月2日のノースキャンプ返還日が目前に迫っていたため、1年間だけは静岡県独自で跡地を利用した試験的な活用策を考え出したのである。

6月7日の新聞では、「地元静岡県知事から岸首相に対し「学生生徒のユースホステルなどに使いたい」との陳情があり、岸首相は同日〔6月6日——引用者注〕の閣議で「地元の要望をなるべく生かすようにしてほしい」と関係閣僚に指示した」と報じられている〔『朝日新聞』1958年6月7日〕。ここではまだユースホステルと混同されて伝えられているが、少なくともこの時点において静岡県知事の要請が首相に確実に伝わり、政府内においても具体的な動きを見せ始めていることが分かる。

(2) 静岡県による富士青少年センター構想

静岡県は、この富士青少年センターの活動内容を具体化するため、知事を委員長とする「富士青少年レクリエーションセンター設立準備委員会」を設置する。6月13日に第1回の委員会、幹事会が開かれ、7月2日の返還後、8月1日には事業を開始することなどが確認された。

6月14日、知事、総務部長、教育長が現地を視察し、6月18日には委員、幹事の現地視察が行われた。6月21日に第2回の委員会が開催され、視察結果をもとに富士青少年センター運営構想案が協議された。この時に示された構想は、その後の国立中央青年の家の下敷きにされたものであり、その内容は以下のとおりである。

富士青少年レクリエーション・センター（教養・娯楽施設）（仮称）の運営構想

- 1 国立施設にふさわしい特色ある施設とする。
- 2 対象は、全国の学生・生徒、青年団、青年学級、職場青少年等ひろく青少年各層とする。
- 3 運営、利用は夏季を中心に年間を通して行う。
- 4 センター内に植樹するため、近くに苗木園を造成し、キャンプ活動の一環として青少年の手によって植樹する。
- 5 施設内に資料室を設け、富士山に関する一切の資料を整備し、青少年の利用に供する。また、富士山麓にキャンプ・サイト、自然動植物園または富士山自然博物館等を設置する計画も合わせて考慮する。
- 6 ワンダーフォーゲル、ワークキャンプの基地施設とする。また、夏季は富士登山、冬季は太郎坊スキー等の基地施設ともする。
- 7 富士箱根ハイキング、同サイクリング・コースを設定し、その基地施設とする。（ハイキング・コースは、小学生、中学生、高校生、青年向けコース、地域郷土向けコース、富士五湖巡りコース等々とする。）
- 8 施設に管理者、青年相談員を置き、施設管理や青少年相談を行う。
- 9 施設における宿泊設備は少なくとも、1,000人の宿泊が可能なものとする。
また、施設設備は青少年集団が自由に利用できるようにする。
- 10 行事の内容としては、国際的、全国的なものとし、小集団に限らず、各種スポーツ（水泳を含む）、登山、ハイキング、サイクリング、教育キャンプ、植物採集、自然観察、ジャンボリー、及び音楽・映画その他各種教養・娯楽行事とする。

こうして、1958年8月1日から8月31日までの期間限定で、静岡県主催による宿泊野外活動が行われた。この野外活動では、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、中学・高校の生徒などの青少年団体が、宿泊しながらキャンプファイヤーやハイキング、自然観察などを行うというものだった。このために、事業および施設整備費として急遽600万円の予算がつき、下士官クラブ、劇場、体育館、夜営舎、炊事室などの米軍施設の改修が急ピッチで進められていた。

その一方で、この「富士青少年センター」を国の恒久的施設とするために政府と協議を続け、静岡県では設置方法として次の4つの案を用意していたという。

- 1案 国立の施設として設置し、文部省が管理する。
- 2案 国立の施設として設置し、その管理を静岡県に委任する。
- 3案 出資の目的を持って施設を整備し、これを特殊法人に出資し、管理させる。
- 4案 静岡県で全国的規模の青年の家として設置し、これに国庫補助をする。

結果的にこの4案のうち、政府は第1案を最善であると判断した。しかし、1959年度の開設を目指すためには、例年通り前年の8月中には予算要求を資料を添えて提出しなければならず、日程的にはかなり切迫していたため、政府内では1959年度中の開設を見送るという空気が支配的であったという。

しかしこの件は、静岡県知事と岸首相との約束という政治的な大前提があったため、当初の予定通りの計画で進められることになったようである。

4 国立中央青年の家の設立へ

(1) 岸内閣の青少年対策

岸内閣は、1957年2月23日の石橋首相の病氣辞任の後を受けて、2月25日に成立した。岸は、首相として国会で施政方針演説をするたびに、毎回、演説の最後を締めくくる言葉として、青少年に関する政策について述べていた。こうした岸の姿勢は、青少年の健全育成を所管する多くの省庁において、推進させる原動力にもなっていた。

岸はすでに1957年10月の段階で、「青年に対し将来の希望をもたせるような「青年の家」をつくりたい。きれいな環境で青年が共同生活することは、たとえ短期間であっても望ましいことだ。行く行くは各府県に一つずつぐらいはつくりたい」と記者団に語り〔『朝日新聞（夕刊）』1957年10月10日〕、青年の家の実現への夢を語っていた。

このような岸の青少年対策への傾倒については、次のような証言もある。岸は、首相になってすぐに、首相官邸で友愛青年同士会（現・財団法人日本友愛青年協会）、日本健青会、日本ユースホステル協会など、青少年団体の代表者との会合を行い、各代表の代表から、青少年健全育成のための意見を聴取したという〔奥田 2001：41〕。このうち友愛青年同士会は、鳩山一郎が提唱する「友愛精神」を基調として、「友愛社会」の実現を目的とした青年集団の結成という呼びかけに呼応して、全国の青年が参集して設立されたものである。友愛青年同士会では、鳩山一郎が軽井沢に寄付した3,000坪の土地に「友愛山荘」を建設し、青年の宿泊研修の場として機能させていた。当時、友愛青年同士会幹事長だった奥田〔2001：41〕によれば、岸の政策の大きな柱だった青少年健全育成の内容に具体性を付与したのは、これら一連の会議の結果だったという。このとき、各団体の代表者から異口同音に述べられたのが、青少年のための集団宿泊研修施設の設置の必要性であり、こうしたことが岸の国立中央青年の家設置の決断に影響を与えたという推測をしている。

国立中央青年の家の初代庶務課長だった石川〔1989：13〕は、岸から次のような話を直接聞いたと証言する。「自分の安保改定の政策には後世あるいは批判があるかもしれないが、青年の為に国立中央青年の家を創ったことは、私は後世に対し自信をもって良いことをしたと確信している」。このエピソードは、一見、心温まる美談として受け取られがちだが、岸政権の最大の難題だった安保改定問題と青少年対策とが表裏の関係にあっ

たことを示唆している。

実は、岸内閣の青少年に対する手厚い支援策については、当時、安保改定問題と関連づけられながら懸念が表明されることも少なくなかった。たとえば今井 [1961: 32] は、岸内閣になってから、青年の家をはじめ青年の海外派遣、青年団体に対する補助金支出などの一連の青少年対策が、「にわかには、強力に」推し進められた背景として、「岸内閣唯一の使命であった、安保体制のなかに、多くの青年を、しめつけておくためにとられた手段であった」と指摘し、その二面性を批判した。岸によってさかんにふりまかれた「青年にたいしての微笑」は、日本の全青年の7割近くを占める農村の青年、都市の中小零細企業、商店などに勤務する青年に対して“夢と希望”をあたえ、引きつけておくという「あまいアメの施策」だったというのだ。このことについては、さらに具体的な事実を積み上げながら検証していくしかないだろうが、少なくとも、岸自身によって青年の家と安保問題が表裏するものとしてとらえられ、本人の口から語られていたことの意味は大きい。

いずれにせよ、実際に国立中央青年の家の設立の決断を下したのは、岸自身だった。総理府では、国立中央青年の家の改修費として2億円の予算を作り、1959年度予算の追加要求として、9月に大蔵省に提出した。しかし、この追加要求は事務ベースでは進まず、総理大臣の採決待ちに持ち込まれた。12月31日の臨時予算閣議の直前になって、岸は「御殿場の青少年施設」と「青年の海外派遣事業」とを計画せよと、総理府総務長官の松野頼三に命じ、これを受けて、「青少年の団体宿泊訓練施設費」として1億2,000万円、「青年海外派遣費」として8,000万円を、1959年1月6日に再度大蔵省に持ち込んだのである [宮本 2001: 68]。

ちなみに、このとき岸が「国立中央青年の家」と「青年海外派遣」を「皇太子御成婚を記念しての青少年への贈物」と発言したために、「皇太子御成婚記念」という名目が付与されるに至った。つまり、国立中央青年の家の紹介としてしばしば冠される「皇太子成婚記念」は、最終段階で岸によって付けられたものだったのである。同じ「皇太子成婚記念」として括られることの多い「こどもの国」とは、その成り立ちが根本的に異なるものであった [金子 2009]。

国立中央青年の家の設置がほぼ確実のこととなった1959年2月24日の衆議院内閣委員会において、日本社会党の受田新吉は次のような質問をしている⁽⁸⁾。

高見さん [文部政務次官の高見三郎を指す——引用者注] にお答え願いたいのですが、あなたは青年を愛するという総理の施政演説の意味からも、今度の文部省設置法改正案の中にあるところの国立中央青年の家の設置については、相当総理の指示も直接いただいたのじゃないかと思うのです。いかがですか。

この質問に対する答弁自体はとりたてて注目すべき点はないが、岸による直接の指示の有無が追及されている点が注目される。岸自身による決断であったことが、当時注視される点でもあったのだ。

(2) 「社会教育施設」という法的根拠

総理府は、直接の行政行為として研究施設を持つことができないという建前から、予算案決定と同時に文部省に所管替えを申し入れる。ところが、文部省はそれを断ったという。文部省としては、将来相当金のかかる施設を簡単には受け入れられないというのが真意だったようだが、1月6日に総理府が申し入れ、結局、1月18日によく文部省が引き受けることで決着がついたという [宮本 2001: 68]。

ここにおいて文部省が青年の家を直接運営することになったわけだが、そのことによって、制度的な整合性を付けなければならなくなった。つまり、1955年度から地方公共団体に補助金を支出してきた公立青年の家の性格についても、国立中央青年の家と同様に「社会教育施設」として位置づける必要性が生じてきたのだ。

そこで1959年、国立中央青年の家の開所に先立ち、社会教育法の一部が改正される。この改正は、国会でもめた末に社会教育関係団体への補助金支出が可能となるなど、のちに「大改正」とよばれるものだったが、その影にかすむように、第5条第4号において、「博物館」の後にひっそりと「青年の家」の字句が付け加えられ、

「所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること」という条文となった。ここで初めて、青年の家が公立・国立ともに社会教育法上の明確な根拠をもつことになったのである。

そのほか、国立中央青年の家設置にあわせて文部省設置法の改正が行われ、「団体宿泊訓練を通じて健全な青年の育成を図るための機関とする」（第25条）とその目的が明記された。

そして1959年9月19日、皇太子、秩父宮勢津子、内閣総理大臣・岸信介、文部大臣・松田竹千代、静岡県知事・斎藤寿夫、御殿場市長・勝又春一らの参列のもと、盛大な開所式が行われるのである。

(3)「戦場」の中の青年の家

開所した当初の国立中央青年の家の敷地は83,497㎡であり、現在の半分程度であった。これは、地主との交渉に加え、防衛庁の演習場交渉が難航したため、敷地拡張が容易ではなかったからである。また、与えられた敷地や建物はみな米軍の演習用のものであり、これらの大部分は木造のバラック建てで、米軍が撤退した1958年7月以降は放置され老朽化も激しかった。国立中央青年の家の建物は、そのバラックを宿舎や研修室に改造しなければならなかった。

先の石川〔1971：39〕は、庶務課長として国立中央青年の家の予定地に行き、その荒れ果てた姿を見て途方にくれたという。

それは昭和三十四年五月のある日であった。すでに庶務課長の内命を得ていた私は、社会教育施設主任官補佐の土生さん（現文化庁文化普及課長）の案内で霧雪けぶる富士の裾野の予定地を訪ねた。富士は全く見えなく、荒涼としたキャンプは、有刺鉄線で囲まれ、くちかけた白黒のバラックがたくさん並んでいた。土地問題が解決していないため中には入れないということで、外から見た兵舎は、ところどころ黒色の屋根の紙がはがされていたり、窓枠がこわれていた。こんなバラックを改善して果たしてどのような青年の家ができるのであるか、私はいささか失望した。それに敷地の総面積もせいぜい二万五千坪程度だという。一般の高校の敷地程度、果たしてこれで国立青年の家と言えるかどうか、そもそもこれから造ろうとする青年の家とは何なのであるか。

開所後、徐々に敷地の拡張を進め、1961年にはほぼ2倍の178,174㎡にまで広がる。しかし、国立中央青年の家に隣接する土地は、米軍撤退後、「東富士演習場使用協定」を受けて陸上自衛隊が演習場として使用していた。時期によっては隣の演習場から爆音が鳴り響き、「戦場」と見紛うほどの環境であったという。

国立中央青年の家での宿泊時の経験について、徳永〔1966：65-66〕は、

兵舎のような寒いベッドに寝かされ、昼は昼で自衛隊の戦争ごっここの騒がしさ（大砲が撃ち込まれ、旧式の飛行機まで出動していた）の中で何がしかの話し合いをしたのだが、私は外のこと、この青年の家の社会的環境に気を奪われて、話し合いどころではなかったことを覚えている。

と語り、「自衛隊のラッパが鳴りひびき、演習現場を目の当たりに見せられたら軍隊生活に憧れを抱く者も少なからず出てくるのではなからうか。これは或いは文部省が青少年育成のために意図的にここを選んだのではなからうか」と疑義をはさんでいた。

現在においても、国立中央青年の家が陸上自衛隊東富士演習場に取り囲まれているという立地には変わらない。演習場では一年を通じて陸上自衛隊や米海兵隊などが使用し、今も実弾射撃訓練や富士総合火力演習（公開演習）などが行われている。また、2010年に入り、米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設をめぐる、国民新党が国内候補地として東富士演習場を挙げたため地元自治体などが一斉に反発したというニュースも記憶に新しい〔『朝日新聞』2010年3月9日〕。国立中央青年の家周辺の「戦場」をめぐる問題は何も変わって

いない。

おわりに

これまで国立中央青年の家の設立過程を通して、米軍東富士演習場の返還が直接的なきっかけになってはいるものの、根上ツナの構想を御殿場市長・勝又春一がすくいあげ、それが静岡県の計画として発展するとともに、政府との交渉を経て、岸首相の青少年政策と連動しながら文部省に引き継がれ、実現に至ったという道すじを確認してきた。たとえるなら、ツナが渾身の力をこめて勝又に手渡したバトンが、その後、姿を変えながら静岡県、政府に渡り、リレーが続いていったということになるだろうか。

しかし、ここで注意しておかなければならないのは、ツナの構想が個々の主体において一貫して共有されていたわけではないということである。構想がいくつもの主体間で移動していくうちに、それぞれの立場に基づく解釈や読み替えのもとで、あるいは物理的な制約のもとで変更・修正が繰り返されていく。たとえば、国立中央青年の家の初代庶務課長として創設に参加した石川〔2001：87〕の回想からは、その構想の揺らぎのありようがみてとれる。

ただ、演習地跡地がすんなりと青年の家にきまったわけではなく、返還の提案があったときに、各省がみんな見に行っています。文部省でも社会教育局とか初等中等教育局の担当官が見に行っています。初中局の考えは修学旅行会館をつくろうとか、いやとてもあそこでは修学旅行会館にはならないとか、後の体育局（当時体育課）は体育のセンターでもつくろうとか〔後略〕

国立中央青年の家に関しては、最初に目的が策定され、その目的にしたがって施設や内容が整然と決められていったわけでは決してなかった。政治的なかけひきやせめぎあいの中で徐々に施設の輪郭ができあがり、最終的に目的が定まっていた。

このことは、青年の家全般についても同様である。たとえば公立青年の家に社会教育施設という法的根拠が与えられたのは、国立中央青年の家の開所を契機としており、公立青年の家が社会教育施設というカテゴリーに入れられているのも、いわばその副産物であった。

確かに、「青年の家は社会教育法に基づいて設立され」といった説明は、単純明快でいかにも分かりやすい。しかし、全国各地に数多く作られた公立青年の家は、国立中央青年の家ができたことによって、期せずして一緒に社会教育法の枠内に入ってきたわけであり、因果関係の説明としては正確ではない。むしろ誤った認識の再生産にも寄与しかねない。

青年の家はその後性格が微調整されていく。大きな変化は、職業訓練施設から団体宿泊研修施設への転換である。国立中央青年の家では、職業訓練施設という役割は放棄され、団体宿泊研修施設としての性格に特化した。これを受け、全国の公立青年の家でも、同様に団体宿泊研修施設へとその性格を変化させていく〔伊藤 2001：93〕。

2001年には、国立中央青年の家が独立行政法人化される。そして2006年、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家の3法人が統合し、独立行政法人国立青少年教育振興機構が設立されるに至る。さらに今日では、いわゆる「事業仕分け」によって、独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「地方またはNPOへの移管」が適当と判断された。今後もその性格や社会的な意味はますます変わっていくことになるだろう。根上ツナに始まるバトンは、めぐりめぐって現在は独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有している。このバトンは今後どのような行方を辿っていくのだろうか。

注

(1) 文部科学省『社会教育調査』2008年度中間報告

- (2) 国立の青年の家は、ほかに国立阿蘇青年の家（熊本県阿蘇市・1964年開所）、国立磐梯青年の家（福島県耶麻郡猪苗代町・1966年開所）、国立大雪青年の家（北海道北見市・1966年開所）、国立江田島青年の家（広島県江田島市・1968年開所）、国立淡路青年の家（兵庫県南あわじ市・1969年開所）、国立赤城青年の家（群馬県前橋市・1971年開所）、国立能登青年の家（石川県羽咋市・1972年開所）、国立沖縄青年の家（沖縄県島尻郡渡嘉敷村・1972年開所）、国立岩手山青年の家（岩手県岩手郡滝沢村・1973年開所）、国立大洲青年の家（愛媛県大洲市・1974年開所）、国立乗鞍青年の家（岐阜県高山市・1975年開所）、国立三瓶青年の家（島根県大田市・1976年開所）がある（所在地は2010年1月1日現在）。
- (3) その後も文部省では、1955年度の録音教材として「キャンプ活動」を作成し、「教育キャンプ」の理念を訴えた。翌1956年度に文部省企画映画「教育キャンプ」（全2巻）、1957年度には野外活動を描いた文部省企画映画「自然は招く」が全国に配布された。
- (4) 文部省や運輸省の動きとは別に、都市における勤労青少年に対する福祉行政の立場から、労働省においても「都市青年の家（勤労青少年ホーム）」として展開していた〔宮本 2001：36-37〕。年少労働者の多くが勤務する中小企業の福祉施設の水準の貧弱さを問題視していた労働省では、地方公共団体が年少労働者のために国の補助を得て設置運営するものとして「勤労青少年ホーム」を構想していた。そして、この施設を「中小企業に働く年少労働者の余暇善用の場、憩いの場であり、また彼らの生活指導を行うための総合的福祉施設」と位置づけ、これを「都市青年の家（勤労青少年ホーム）」と名づけ、1957年度から実施に移している。つまり、若者の宿泊の拠点とするユースホステルも、非宿泊型の勤労青少年ホームも、ともに1958年前後の段階では「青年の家」としてとらえられていたことが分かる。
- (5) 本章においては、特別の断りがない場合、根上ツナの伝記である土屋〔1985〕、および同書の記述をもとに小学生向けに書き直した小林〔2001〕の記述に負っている。
- (6) 1959年6月17日、次の事項を条件として和解する。①米軍東富士演習場を全面返還する、②演習場地域の民有諸権利を回復・確立する、③国有地560町歩を解放し、国有補助による土地改良・畜産その他の民生安定事業を実施する、④返還後の演習場は、国・地元間で使用協定を締結することにより、自衛隊が使用する。これが、いわゆる「東富士四原則」といわれるものである〔東富士演習場重要文書類集編集委員会 1982〕。
- (7) 静岡県への対応とその後の動きについては、宮本〔2001〕において行政文書や関係者の聞き取りなどを通して詳細に検証している。本章の記述も、特別の断りがない限り、この宮本の著作に多くを負っている。
- (8) 国会会議録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）より入手。

参考文献

- 足立 浩 1964 「青年の家の源流」『国立中央青年の家紀要』1
- 石川二郎 1971 「青年の家 創設期」全日本社会教育連合会『社会教育』26
- 石川二郎 1989 「開所30周年によせて 創設の頃の心と30年」国立中央青年の家『30年のあゆみ』
- 石川二郎 2001 「創設のころ」『日本の青少年教育施設発達史（上巻）』日常出版
- 石塚一雄 1968 「青年の家の現状と問題点」『月刊社会教育』12（5） 国土社
- 伊藤俊夫 2001 「50周年とこれから」日本ユースホステル協会『日本ユースホステル運動50年史』
- 今井正敏 1961 「「青年の家」の問題」『月刊社会教育』5（2） 国土社
- 上野景三 2002 「青少年教育施設の変遷と課題：倶楽部から公民館、青少年教育施設へ」日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育』（日本の社会教育第46集） 東洋館出版社
- 奥田吉郎 2001 「「友愛山荘」の成立とその波及効果」『日本の青少年教育施設発達史（上巻）』日常出版
- 金子 淳 2009 「象徴天皇制の磁場に生まれた“夢の空間”：中央児童厚生施設「こどもの国」の設立過程から」『静岡大学生涯学習教育研究』11
- 小林 威 2001 『日米を駆けぬけた一生：根上ツナの伝記』富士山教育センター

- 土屋文司 1985 『聖なる愛：根上ツナー代記』 御殿場市手をつなぐ親の会
- 徳永 功 1966 「「公民館」から「青年の家」へ」『月刊社会教育』10（6） 国土社
- 西村美東士 2003 「青少年教育施設の活動・経営をめぐる問題」 鈴木真理・守井典子編『生涯学習の計画・施設論』（シリーズ・生涯学習社会における社会教育6） 学文社
- 仁藤祐治 1975 『東富士演習場小史』 富士タイムズ社
- 日本ユース・ホステル協会 1971 『日本ユース・ホステル20年史』
- 日本ユースホステル協会 2001 『日本ユースホステル運動50年史』
- 福田絵美 2007 「青少年教育の歴史と展開に関する考察：青少年教育施設の成立過程を中心にして」『立教大学大学院教育学研究集録』4
- 宝地戸重雄 1985 「最も民主的な生活の模範 根上夫妻の生活」 土屋文司『聖なる愛：根上ツナー代記』 御殿場市手をつなぐ親の会
- 宮本 一 2000 「日本の青少年教育施設発展の歴史的研究」『大正大学研究紀要』85
- 宮本 一 2001 『日本の青少年教育施設発達史（上巻）』 日常出版
- 文部省 1950 「第二次訪日アメリカ教育使節団報告書」〔復刻〕 寺崎昌男 2000 『米国教育使節団報告書 第一次・第二次』（日本現代教育基本文献叢書・戦後教育改革構想Ⅰ期1） 日本図書センター